

2018年3月8日

日本集中治療医学会  
会員各位

日本集中治療医学会  
理事長 西村匡司  
専門医制度・審査委員会  
委員長 垣花泰之

細則等の変更について（重要）

専門医制度・審査委員会では、下記事項について検討し、理事会の承認を経て、2月20日にホテルニューオータニ幕張で開催した社員総会で報告いたしました。2018年度申請より適用となりますので、ご確認ください。

記

1) 専門医新規申請の要件とする専門医資格

細則の「別表1 日本集中治療医学会が指定する学会」に日本整形外科学会、日本消化器病学会、日本産婦人科学会、日本感染症学会を追加いたしました。

2) 集中治療専門医研修施設の基準を満たすための専門医専従の定義

週4日32時間以上の集中治療室勤務をすることとし、それ以外の時間は定期的であっても集中治療室以外の業務を可とする。

以上